

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 40 号
件 名	社会的セーフティネットの拡充を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	風間ルミ子，室橋春季
要 旨	<p>急速に悪化する雇用失業情勢に対応し，住居を失った離職者を支援する新たなセーフティネットの構築に向けた予算措置が，政府の経済危機対策により行われました。この雇用と住居を失った者に対する総合支援策は平成21年10月から実施されていますが，「訓練・生活支援給付」「住宅手当」「就職安定資金融資」「生活福祉資金」がそれぞれ別の申請窓口となっているなど，セーフティネットとしての機能が十分に発揮されないことが懸念されます。</p> <p>また，雇用情勢に改善の兆しが見られない中，生活保護受給者件数は急増しています。既に本市においては昨年度の申請件数が1,070件に達し，今後も増加し続けるものと考えられます。約6人に1人が貧困であると政府が公表し，とりわけ子供の貧困の解決が求められている中，生活保護制度は最後のセーフティネットであり，国が責任を持って実施体制を確保すべきであると考えます。</p> <p>つきましては，国民が日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう，総合的なセーフティネット体系の整備に向け，下記の事項を内容とする意見書を国の関係機関に提出して下さるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップサービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と恒久的な制度化を行うこと。</p> <p>2 生活保護制度の円滑な実施に向け，国の責任において運用の改善，実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。</p>
付 託 年月日 委員会	平成21年12月7日 市民厚生常任委員会
受 理	平成21年12月2日 第491号